

「葛飾区週休2日制確保工事」を実施します

建設業界においては、週休2日（4週8休相当）の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっています。

そのため、葛飾区において、週休2日を確保できる環境の整備を推進するため、受注者希望方式により、「週休2日制確保工事」を実施します。

なお、現場閉所と交替制の区分は、案件公表時の記載や特記仕様書をご確認ください。

【施行の概要】

1. 定義

(1) 現場閉所

- ・週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ・対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- ・現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ・4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日又は休日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(2) 交替制

- ・週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。
- ・対象期間とは、対象期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。
- ・技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。
- ・施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。
- ・4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めるものとする。

2. 対象となる工事

- ・対象となる工事は、工事発注予定表及び案件公表資料をご確認ください。

3. 工事費

- ・本工事の予定価格は、週休2日工事の実施に当たり増加が見込まれる経費に、それぞれ係数を乗じた補正を行っている。施工後に現場閉所又技術者及び技能労働者の休日率の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、契約金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。
- ・積算方法は、東京都建設局「週休2日制確保工事」実施要領による。

4. 施 工

- ・工事現場において、週休2日制確保工事である旨を工事看板等に明示すること。
- ・現場閉所を行うときは、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告すること。

5. 週休2日確保の確認方法

(1) 現場閉所

- ・工事完了日確定後速やかに、週休2日の取得結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、監督員に提出すること。
- ・書式は、東京都建設局「週休2日制確保工事」実施要領による。

(2) 交替制

- ・工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」を作成し、技術者及び技能労働者の出勤状況がわかる一覧表と休日が証明できる書類を添付して、監督員に提出すること。
- ・休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。
- ・書式は、東京都建設局「週休2日制確保工事」実施要領による。

6. 工事成績評定

- ・週休2日の現場閉所又は休日確保を達成したと認められた場合は、「創意工夫と熱意」の項目で加点対象として評価する。